

日本消防協会表彰規程

(平成26年2月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）が行う消防に関する表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類等)

第2条 協会が実施する表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別表彰まといを授与する表彰
- (2) 表彰旗を授与する表彰
- (3) 竿頭綬を授与する表彰
- (4) 特別栄誉章を授与する表彰
- (5) 栄誉章を授与する表彰
- (6) 特別功労章を授与する表彰
- (7) 功労章を授与する表彰
- (8) 功績章を授与する表彰
- (9) 精績章を授与する表彰
- (10) 勤続章を授与する表彰
- (11) 表彰状を授与する表彰

2 特別表彰まといは、表彰旗を授与されてから10年以上の期間にわたって抜群の成績を維持し、消防庁長官表彰(表彰旗)を授与されるなど他の模範となると認められる消防団に授与する。

3 表彰旗は、次の各号の一に該当すると認められる消防団（過去に表彰旗を授与された消防団であってその後授与されることなく長期間が経過したものも含む。）に授与する。

- (1) 厳正な規律を保持し熟達した技能を有し、かつ、平素から消防の使命を達成することに努めており、他の模範となる消防団
- (2) 消防の現場において抜群の功労があり、他の模範となる消防団

4 竿頭綬は、表彰旗を授与される消防団に準ずると認められる消防団に授与する。

5 特別栄誉章は、次の各号の一に該当すると認められる者に授与する。

- (1) 永年にわたって消防業務に積極的に協力し、その功績が特に顕著である者
- (2) 消防の国際交流を通じて消防の発展に多大な貢献をした者

6 栄誉章は、次の各号の一に該当すると認められる者に授与する。

- (1) 消防業務に積極的に協力し、その功績が顕著である者
- (2) 消防の国際交流の推進に積極的に協力し、その功績が顕著である者

7 特別功労章は、次の各号の一に該当すると認められる者に授与する。

- (1) 生命の危険を顧みることなく消防の職務を遂行したことに基づいて死亡した者
- (2) 生命の危険を顧みることなく消防の業務に協力したことに基づいて死亡した者
- (3) 消防業務に献身し、その功労が特に顕著であり、他の模範となる者

8 功労章は、消防の現場において生命の危険を顧みることなく抜群の功労があり、他の模範となると認められる協会の正会員に授与する。

9 功績章は、次の各号の一に該当すると認められる協会の正会員に授与する。

(1) その地方の消防の画期的な刷新を行い、当該地方において名望を有し社会的信望がある者

(2) 永年にわたって消防の職務に精励し熟達した技能を習得し、かつ、平素より率先垂範して消防の使命を達成することに努め、その功績が顕著である者

10 精績章は、永年にわたって勤続し、消防の職務に精励し、その成績が優秀であると認められる協会の正会員に授与する。

11 勤続章は、30年以上の期間にわたって消防の職務に精励した協会の正会員に授与する。

12 表彰状は、消防に関して、特に功労があると認められる消防団及び協会の正会員に授与する。

(正会員以外の者への表彰の授与)

第3条 功労章、功績章、精績章、勤続章及び表彰状は、協会の正会員以外の者であって当該表彰を授与されることに相当する功績又は功労があると認められる者に対しても授与することができる。

(女性消防隊及びその隊員等への表彰の授与)

第4条 前2条の規定は、女性消防隊（女性防火クラブが消火活動を行う場合を含む。）及びその隊員等に関して表彰を実施する場合に準用する。

(表彰の実施者及び様式)

第5条 協会が実施する表彰は、会長がこれを決定する。

2 特別表彰まとい、表彰旗及び竿頭綬並びに特別栄誉章、栄誉章、特別功労章、功労章、功績章、精績章、勤続章及び表彰状の様式は、別にこれを定める。

(き章の返納)

第6条 会長は、特別功労章、功労章、功績章又は精績章を授与された者が禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職される等著しく消防の威信を失墜させたときは、これを返納させることができる。

(表彰の回数等)

第7条 定例表彰は毎年1回実施する。ただし、会長が必要があると認めるときは、隨時表彰を実施することができる。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 日本消防協会表彰規程（昭和23年1月20日）は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。